

美里町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画



平成27年3月

美里町

目次

総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 日常生活圏域の設定	2
5 計画策定の経緯と策定後の点検体制	2

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念	3
2 基本方針	3

第3章 高齢者の現状と将来の見通し

1 高齢者人口の現状と将来推計	4
2 高齢者世帯数の状況	5
3 要介護・要支援認定者数の推移及び見込み	6
4 介護保険サービス利用の状況	7
5 高齢者の健康の状態	9
6 高齢者福祉に関するアンケート調査	13

各論

第1章 高齢者福祉事業

1 高齢者福祉事業の概要	1 5
2 高齢者活動支援事業	1 5
3 老人保護措置事業	1 7
4 高齢者自立支援事業	1 8
5 地域型福祉推進事業	2 0
6 家族介護支援事業	2 1
7 社会福祉協議会支援事業	2 3
8 シルバー人材センター支援事業	2 4

第2章 地域支援事業

1 地域支援事業の概要	2 5
2 地域支援事業の構成	2 6
3 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進	2 7
4 包括的支援事業等の推進	2 7
5 任意事業	2 8

第3章 介護保険事業

1 介護保険事業の概要	2 9
2 介護サービス量の推計	3 0
3 介護サービス量の確保と質の向上	4 5
4 適切な介護給付及び要介護・要支援認定の実施	4 6
5 低所得者の負担軽減策	4 6

6	介護保険財政の健全運営	48
---	-------------	----

第4章 その他の施策

1	高齢者等の安全・安心の確保	54
2	高齢者の相談対応等	55

資料

美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例	57
美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	58
町内介護サービス事業所等一覧	59
用語集	61

総論

第 1 章 ~ 第 3 章

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の高齢化率は世界に類を見ない速さで進んでおり（高齢化率は 23.0%平成 22 年国勢調査：総務省統計局）、平均寿命も男性が 79.94 歳、女性が 86.41 歳（厚生労働省平成 24 年簡易生命表）と過去の推移から大幅に延伸しております。

今後、高齢者の人口は、「団塊の世代」（昭和 22～24 年に生まれた人）が 65 歳以上となった平成 27 年には 3,300 万人を超え、「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37 年には 3,650 万人に達し、5 人に 1 人が 75 歳以上になると見込まれます。その後も高齢者の人口は増加をし、平成 54 年にピークを迎え、その後は減少に転じると予測されております。

本町では、超高齢社会を迎える中、平成 24 年 3 月に策定した「高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉施策及び介護保険事業を推進して参りました。現在、団塊の世代が高齢期を迎えた中で少子高齢化・核家族化は確実に進むことから、その対策が喫緊の課題であります。

本計画は、このような超高齢社会をめぐる状況を踏まえ、介護保険の運営や介護予防、高齢者に対する生活支援、生きがい対策、認知症高齢者の対応等、高齢者福祉に対する重要な課題に対して、基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項の規定に基づくもので、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

また、美里町総合計画に基づいた高齢者福祉に関する部門計画として位置付け、他の計画との整合性を保ちながら策定するものです。

3 計画の期間

第5期介護保険事業計画（平成24年3月策定）において、いわゆる「団塊の世代（昭和22～24年生まれ）」の方が高齢者に達する平成27年に向けた長期的観点をもった制度改正がなされ、計画が策定されました。本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据え、限られた医療・介護・福祉資源を有効活用し、必要なサービスを確保していくための施策に取り組む平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間としています。

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件を総合的に勘案し、より身近な地域に公共介護施設等の整備を求める観点から設定するものですが、本町では町内全域をひとつの日常生活圏域とします。

5 計画策定の経緯と策定後の点検体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉施策のあり方について、次のとおり広く町民や保健・医療・福祉関係者等の意見を伺い、内容に反映させています。

- 「美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の設置
- 高齢者福祉に関するアンケート調査の実施
- パブリックコメントの実施（広報、インターネットにより募集）

また、この計画の実施状況については、保健・医療・福祉関係者等による「介護保険運営委員会（兼地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス検討委員会）」において点検を行い、介護保険事業や高齢者福祉の動向を踏まえた施策の推進を図ります。

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

「高齢者が生き生きと暮らせる健やかで安心なまちづくり」

健康づくりや介護予防により、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活ができるよう支援するとともに、介護の必要な高齢者とその家族が安心できる介護サービスを適切に提供できるよう整備します。また、高齢者を地域の住民が支える地域包括支援ネットワークの形成を推進します。

2 基本方針

(1) 元気な高齢者をつくるための対策

老人クラブ活動や地域活動などを通してより多くの高齢者が社会活動に参加できるように支援し、また、高齢者を対象にした健康づくり事業を展開して元気な高齢者づくりを推進します。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が要介護・要支援状態にならないよう介護予防対策を重点的に展開するとともに、介護サービスを必要としている高齢者に、適切な介護サービスが提供されるようにサービス基盤を整備します。また、ひとり暮らし老人や高齢者世帯が増加する中、各サービス事業所との連携や地域での見守り、包括支援センター機能の充実を図っていきます。

(3) 高齢者を地域で支える社会の形成

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が送れるよう、高齢者を地域で支える地域福祉力の向上を図ります。また、「地域包括ケア」の強化を図るとともに、障害者福祉、母子・父子福祉、児童福祉等の総合的な取り組みから、地域全体の支援体制を強化します。

第3章 高齢者の現状と将来の見通し

1 高齢者人口の現状と将来推計

(1) 高齢化の推移、推計

美里町の総人口は25,135人（平成26年4月1日現在）で、高齢化率は29.8%となっています。平成23年度の28.1%に比べ約1.7%も上昇し、今後さらに高齢化が進み、平成29年度においては32%を超えるものと推測されます。

人口の現状

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	25,379人	25,212人	25,199人	25,135人
高齢者人口	7,139人	7,155人	7,303人	7,490人
高齢化率	28.1%	28.4%	29.0%	29.8%

各年度4月1日現在（住民基本台帳より）

近隣市町の現状（平成26年度）

	宮城県全体	大崎市	色麻町	涌谷町	加美町
総人口	2,322,094人	135,272人	7,350人	17,324人	25,227人
高齢者人口	557,347人	34,611人	2,100人	5,123人	7,817人
高齢化率	24.0%	25.6%	28.6%	29.6%	31.0%

宮城県高齢者人口調査より

人口の推計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総人口	25,083人	25,025人	24,960人	24,713人	24,256人
高齢者人口	7,689人	7,882人	8,005人	8,252人	8,330人
高齢化率	30.7%	31.5%	32.1%	33.4%	34.3%

美里町将来人口推計ツール（美里町総合計画の推計手法）より

(2) 後期高齢者割合の推移、推計

平成23年度の後期高齢者率が56.5%に対し、平成26年度が55.3%となっているが、団塊の世代が前期高齢者となったため、平成37年度には、後期高齢者率が52.8%になり、以後増加していくと推測されます。

高齢者人口の現状

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者人口	7,139人	7,155人	7,303人	7,490人
65～74歳	3,106人	3,104人	3,167人	3,348人
前期高齢者率	43.5%	43.4%	43.4%	44.7%
75歳以上	4,033人	4,051人	4,136人	4,142人
後期高齢者率	56.5%	56.6%	56.6%	55.3%

各年度 4 月 1 日現在（住民基本台帳より）

高齢者人口の推計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
高齢者人口	7,689人	7,882人	8,005人	8,252人	8,330人
65～74歳	3,579人	3,768人	3,889人	4,158人	3,933人
前期高齢者率	46.5%	47.8%	48.6%	50.4%	47.2%
75歳以上	4,110人	4,114人	4,116人	4,094人	4,397人
後期高齢者率	53.5%	52.2%	51.4%	49.6%	52.8%

美里町将来人口推計ツール（美里町総合計画の推計手法）より

2 高齢者世帯数の状況

総世帯数は、核家族化が進む中で増加傾向を続けており、また、東日本大震災以降は駅東地域への人口流入もあり、平成 22 年度に比べて平成 26 年度には 328 世帯（3.9%）の増となっています。また、この間のひとり暮らし高齢者の推移は 151 世帯（18.8%）の増、高齢者のみの世帯の推移は 94 世帯（12.3%）の増となっており、どちらも総世帯数の増加率より大きな伸びを示しています。このことから急速な高齢化の進行とともに、家族介護力の低下が懸念されます。

高齢者世帯数の現状

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総世帯	8,418世帯	8,463世帯	8,530世帯	8,646世帯	8,746世帯
ひとり暮らし高齢者	802世帯	831世帯	859世帯	909世帯	953世帯
	9.5%	9.8%	10.1%	10.5%	10.9%
(内男性世帯)	191世帯	201世帯	221世帯	243世帯	281世帯
	23.8%	24.2%	25.7%	26.7%	29.5%
(内女性世帯)	611世帯	630世帯	638世帯	666世帯	672世帯
	76.2%	75.8%	74.3%	73.3%	70.5%
高齢者のみ世帯	767世帯	780世帯	793世帯	808世帯	861世帯
	9.1%	9.2%	9.3%	9.3%	9.8%
計	1,569世帯	1,611世帯	1,652世帯	1,717世帯	1,814世帯

宮城県高齢者人口調査より 施設入所者を除く。

住民基本台帳上のデータのため、世帯分離世帯についても含む。

3 要介護・要支援認定者数の推移及び見込み

平成 12 年の介護保険制度開始以来、急激な増加を続けていた要介護認定者数でしたが、第 4 期事業計画期間においては横ばい傾向で推移し、その後の第 5 期事業計画期間においては、微増傾向で推移しています。

今後、被保険者の増加に伴って要介護者数も増加すると推測されます。特に団塊の世代が後期高齢者に移り替わる平成 32 年度には、1,700 人を超える認定者数が見込まれます。介護予防事業の対象者を一般高齢者にも拡大して対策強化を図ることにより、伸び率の上昇を抑制できると推測しています。

要介護・要支援認定者数の現状

区分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
要支援 1	228 人	(220 人)	240 人	(264 人)	267 人	(294 人)
要支援 2	99 人	(102 人)	109 人	(89 人)	110 人	(82 人)
要介護 1	242 人	(250 人)	239 人	(252 人)	243 人	(262 人)
要介護 2	110 人	(110 人)	134 人	(79 人)	172 人	(45 人)
要介護 3	165 人	(158 人)	166 人	(167 人)	171 人	(166 人)
要介護 4	185 人	(186 人)	204 人	(210 人)	207 人	(228 人)
要介護 5	142 人	(139 人)	141 人	(141 人)	139 人	(138 人)
合計	1,171 人	(1,165 人)	1,233 人	(1,202 人)	1,309 人	(1,215 人)
対前年比			105.3%		106.2%	

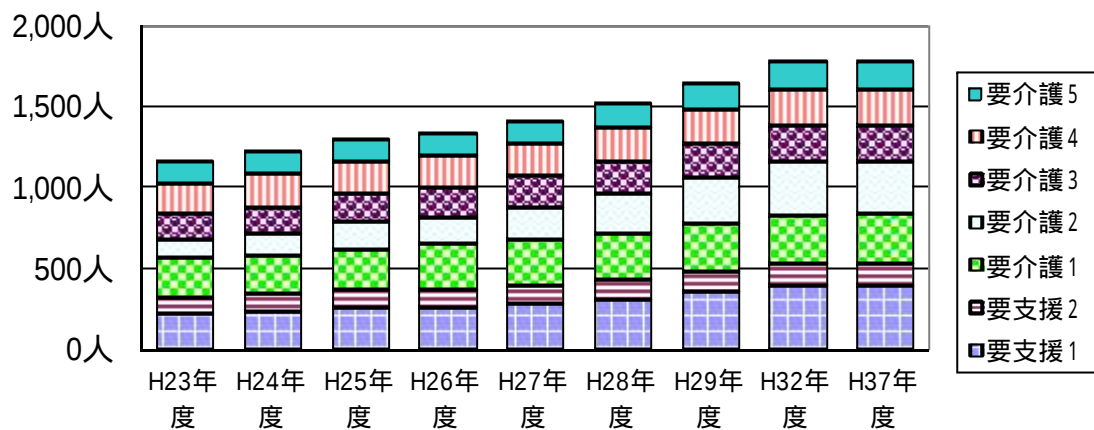
65 歳以上の実績値。各区分（ ）は前計画値。

要介護・要支援認定者数の推計

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
要支援 1	262 人	284 人	316 人	361 人	392 人	392 人
要支援 2	114 人	113 人	119 人	130 人	138 人	138 人
要介護 1	281 人	285 人	288 人	291 人	303 人	312 人
要介護 2	163 人	203 人	246 人	288 人	329 人	325 人
要介護 3	184 人	193 人	201 人	210 人	232 人	227 人
要介護 4	201 人	205 人	207 人	212 人	220 人	215 人
要介護 5	130 人	134 人	145 人	158 人	169 人	177 人
合計	1,335 人	1,417 人	1,522 人	1,650 人	1,783 人	1,786 人
対前年比		106.1%	107.4%	108.4%	108.1%	100.2%

推計値。

要介護・要支援認定者数の推移



4 介護保険サービス利用の状況

(1) サービス利用者の状況

サービス利用者数は、要介護認定者数と比例しており、平成23年度から約7.7%増加しています。

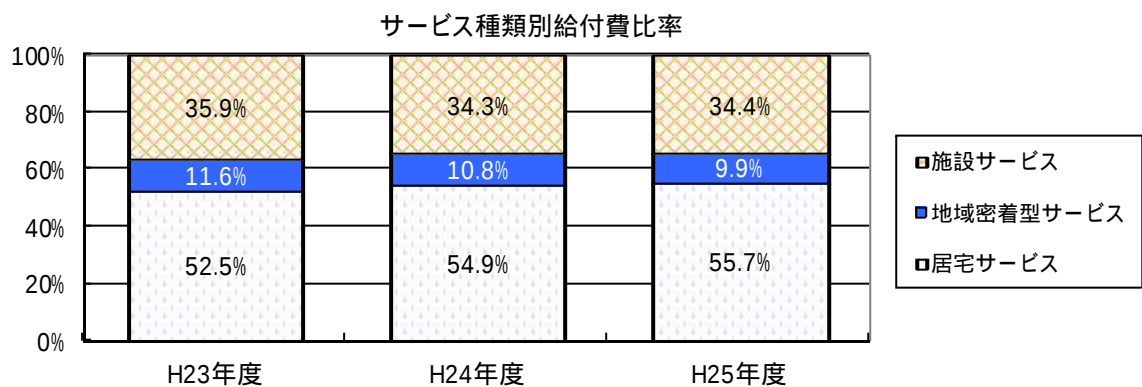
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
居宅サービス利用者数	726人	763人	810人
地域密着型サービス利用者	80人	79人	75人
施設サービス利用者	193人	198人	209人
介護老人福祉施設	105人	107人	111人
介護老人保健施設	77人	82人	90人
介護療養型医療施設	11人	9人	8人
合計	999人	1,040人	1,094人

各年度の月平均値。

(2) 介護給付費の状況

介護給付費は、サービス基盤の充実や利用者増に伴って年々増加しています。また、3つのサービス種類の給付費比率が安定している状況から、全体として均一に給付費が増加しています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
居宅サービス	878,738,365円	992,188,772円	1,036,657,463円
地域密着型サービス	193,246,946円	195,883,499円	184,315,250円
施設サービス	600,563,698円	621,159,831円	641,508,322円
介護老人福祉施設	300,421,864円	313,694,020円	322,955,993円
介護老人保健施設	250,419,735円	268,000,097円	285,601,545円
介護療養型医療施設	49,722,099円	39,465,714円	32,950,784円
合計	1,672,549,009円	1,809,232,102円	1,862,481,035円
対前年比		108.2%	102.9%



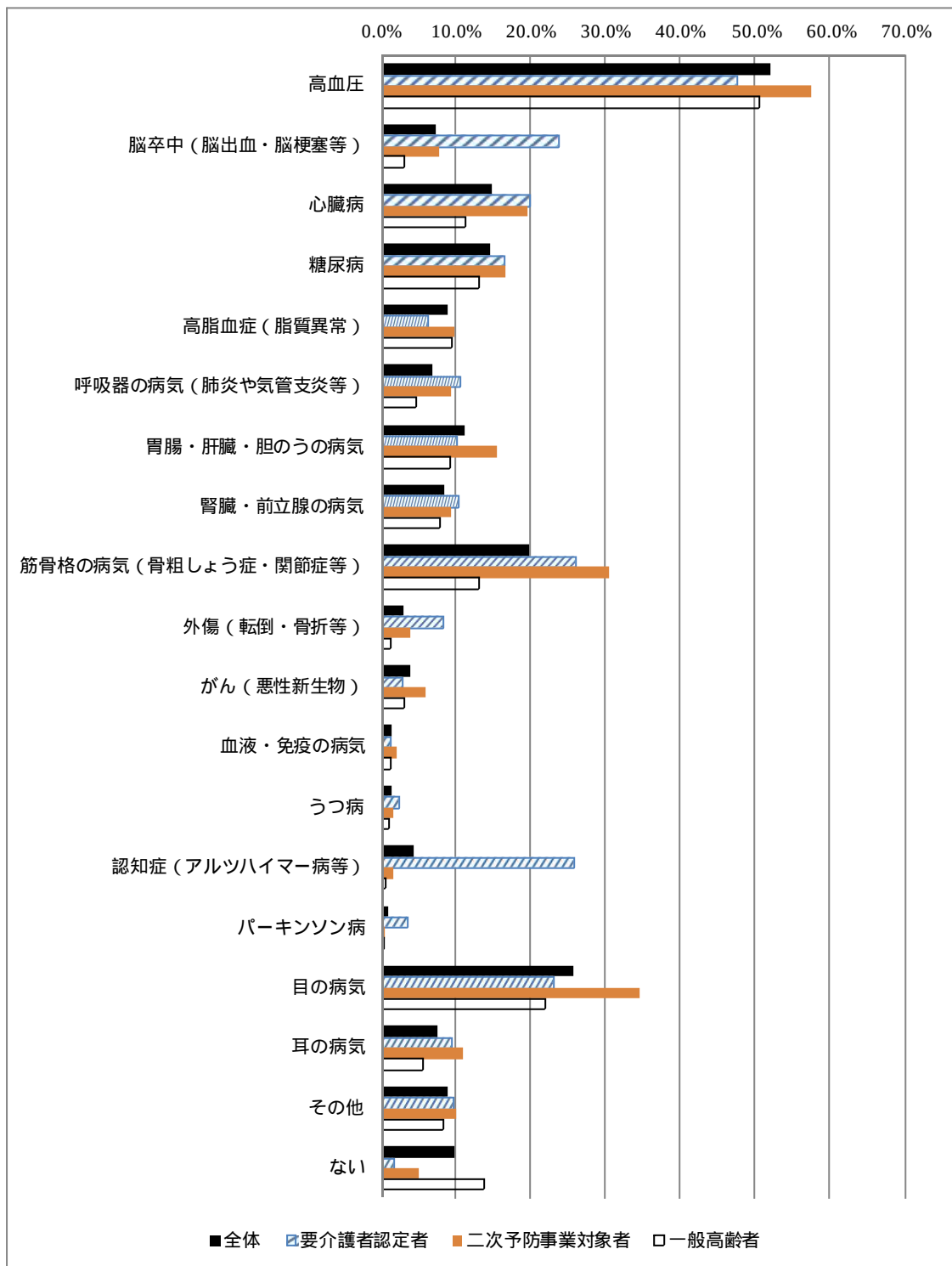
5 高齢者の健康の状態

(1) 現在、治療中または後遺症のある病気

「高齢者福祉に関するアンケート調査」より、要介護者が現在治療中、または後遺症のある病気は、第1位が高血圧、第2位が筋骨格系の病気、第3位が認知症となっています。

	全体	要介護等 認定者	二次予防 事業対象 者	一般 高齢者
回答者数	5,085人	702人	1,439人	2,944人
高血圧	2,645人	333人	826人	1,486人
脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	365人	166人	109人	90人
心臓病	751人	139人	281人	331人
糖尿病	734人	114人	239人	381人
高脂血症(脂質異常)	455人	42人	139人	274人
呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等)	346人	73人	134人	139人
胃腸・肝臓・胆のうの病気	563人	70人	221人	272人
腎臓・前立腺の病気	429人	71人	132人	226人
筋骨格の病気(骨粗しょう症・関節症等)	998人	182人	437人	379人
外傷(転倒・骨折等)	147人	57人	54人	36人
がん(悪性新生物)	193人	18人	83人	92人
血液・免疫の病気	67人	8人	27人	32人
うつ病	69人	16人	23人	30人
認知症(アルツハイマー病等)	212人	179人	21人	12人
パーキンソン病	40人	24人	6人	10人
目の病気	1,298人	160人	495人	643人
耳の病気	381人	65人	155人	161人
その他	450人	67人	142人	241人
ない	487人	11人	72人	404人

美里町高齢者福祉に関するアンケート調査(平成26年1月)より

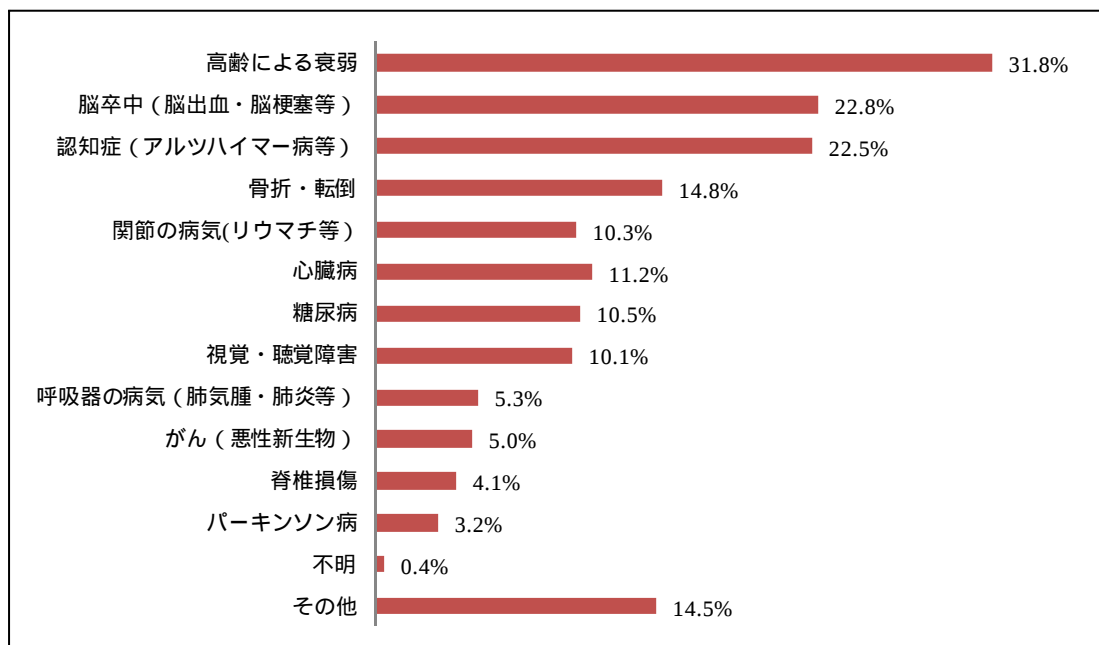


(2) 介護・介助が必要になった原因

「高齢者福祉に関するアンケート調査」より、介護・介助が必要と答えた方の介護・介助が必要になった原因は、第1位が高齢による衰弱、第2位が脳卒中、第3位が認知症となっています。

回答者数	894 人
高齢による衰弱	284 人
脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	204 人
認知症(アルツハイマー病等)	201 人
骨折・転倒	132 人
心臓病	100 人
糖尿病	94 人
関節の病気(リウマチ等)	92 人
視覚・聴覚障害	90 人
呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)	47 人
がん(悪性新生物)	45 人
脊椎損傷	37 人
パーキンソン病	29 人
不明	4 人
その他	130 人

美里町高齢者福祉に関するアンケート調査(平成26年1月)より



(3) 基本チェックリスト実施状況

二次予防事業対象者のうち、運動器の機能向上と口腔機能の向上に該当する方が多くみられます。

	基本 チ ェ ッ ク リ ス ト 配 布 者	基本 チ ェ ッ ク リ ス ト 実 施 者	2 次 予 防 事 業 対 象 者	総 合 (虚 弱)	運 動 器 の 機 能 向 上	栄 養 改 善	口 腔 機 能 の 向 上
平成 23年度	5,936人	4,281人	1,541人	435人	1,056人	51人	846人
平成 25年度	6,060人	4,660人	1,488人	340人	958人	36人	864人

平成 23 年は宮城県介護予防事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査、平成 25 年は美里町高齢者福祉に関するアンケート調査（平成 26 年 1 月）より

6 高齢者福祉に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

この調査は、「美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたり、広く高齢者の皆様の意見を聴取し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査区域 美里町全域

(3) 調査対象 65 歳以上の町民（基準日：平成 26 年 1 月 1 日）

(4) 標本数 7,303

(5) 調査期間 平成 26 年 1 月 15 日（水）から 1 月 31 日（金）

(6) 調査実施機関 美里町健康福祉課

(7) 調査の方法 郵送による配布及び回収

(8) 回収結果

1) 標本数 7,303

2) 回収数 5,551

3) 回収率 76%

各論

第 1 章 ~ 第 4 章

第1章 高齢者福祉事業

1 高齢者福祉事業の概要

長年にわたって社会の発展に貢献してきた高齢者の方々が敬愛され、健康で安心して、住み慣れた地域の中で生活が送れるよう支援をするとともに、高齢者を地域全体で支え合える体制と、高齢者自らも気兼ねなく地域社会に溶け込み、社会参加できる生活環境の整備を行いながら、超高齢社会に向けた各種施策を推進していきます。

2 高齢者活動支援事業

(1) 敬老事業

敬老式

高齢者の多年の労苦をねぎらい、敬老の意を表し、ひいては敬老思想の普及高揚を図ることを目的に毎年9月に敬老式を町内7会場で開催しています。敬老式の第2部として行う「敬老を祝う会」については美里町社会福祉協議会への委託事業として実施しており、各地区社協が中心となり、地域の高齢者を身近なスタッフで長寿を祝いもてなすことで地域内での融和を図りながら実施しています。

より多くの方に参加していただき、喜ばれるよう開催方法等を工夫しながら、平成27年度以降も継続して実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数	4,291人	4,317人	4,296人	4,551人	4,853人	5,158人
(前計画値)	(4,529人)	(4,755人)	(4,992人)			

平成26年度までは実績値、平成27年度以降は目標値。

敬老金・特別敬老祝金

対象年齢となる方々に町から敬老金・特別敬老祝金を贈呈し、町として敬老の意を表すとともに福祉の増進を図っています。敬老金は、77歳（喜寿）の方に1万円、

88 歳（米寿）の方に 2 万円、99 歳（白寿）の方に 3 万円を、敬老式の日に関会場でお渡ししています。特別敬老祝金は、満百歳の誕生日に 20 万円をお渡ししています。

支給方法や内容を検討しながら、平成 27 年度以降も継続して実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
敬老金 (前計画値)	470人 (482人)	495人 (460人)	507人 (470人)	476人	469人	582人
特別敬老祝金 (前計画値)	8人 (2人)	4人 (6人)	1人 (11人)	11人	2人	11人

平成 25 年度までは実績値、平成 26 年度の特別敬老祝金は見込値。平成 27 年度以降は目標値。

（２）老人クラブ支援事業

町内各地域の単位老人クラブと、全体組織の老人クラブ連合会に対して補助金の交付を行い、高齢者の知識と経験を生かした様々な社会奉仕活動や生きがいと健康づくりのための自主的な取り組みに対して支援をしています。単位老人クラブでは、除草や花植え等の奉仕活動、会員相互の親睦や教養を高めるための講座の開催、健康増進を目的としたレクリエーション活動等を行っています。老人クラブ連合会では、単位老人クラブの代表組織としての活動のほか、芸能大会や、健康づくり事業を実施しています。

老人クラブ組織は、高齢者自身が地域社会における役割を見だし、生きがいをもって積極的に社会に参加していくためのひとつの基盤であることから、平成 27 年度以降も継続して支援を実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
単位クラブ数 (前計画値)	18クラブ (20クラブ)	18クラブ (20クラブ)	17クラブ (20クラブ)	17クラブ	17クラブ	17クラブ
会員数 (前計画値)	915人 (1,000人)	880人 (1,000人)	873人 (1,000人)	900人	900人	900人

平成 26 年度までは実績値、平成 27 年度以降は目標値。

(3) 老人憩いの家及びシルバー創作館の管理

高齢者の心身の健康保持及び老人クラブ活動等の拠点とするため、各地域に老人憩いの家等の老人福祉施設を設置しています。老人憩いの家は、南郷地域の「ことぶき荘」、小牛田地域の「中央白寿館」、「駅前白寿館」、「北浦西部白寿館」、「青生白寿館」の5館があります。また、不動堂地区には、老人クラブ活動のほか、しめ縄づくり等の創作活動を行うためのシルバー創作館「鶴寿館」があります。

老人クラブの活動拠点であり、高齢者の余暇活動や生きがいを支援するため、平成27年度以降も継続して管理運営を実施します。

3 老人保護措置事業

(1) 養護老人ホーム入所措置事業

老人福祉法に定められた市町村の措置事務として実施しており、在宅での日常生活に支障がある者について、心身の状況、環境の状況、経済状況等を総合的に勘案して、養護老人ホームへ入所措置を行います。要保護高齢者の相談や調査等に基づき、医師等で構成される「美里町老人ホーム入所判定委員会」を開催し、要否を判断します。入所が必要とされた者については、養護老人ホームへ入所措置を行います。入所後は、入所者の状態に応じた措置費を各施設に支弁し、また、入所者等からは収入に応じた費用を徴収します。

本町においては、今後も要保護高齢者がさらに増加することが見込まれます。民生委員や行政区長等と連携を密にし、要保護高齢者の把握に努めるとともに個別ケースに応じた支援を平成27年度以降も実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入所者数	15人	20人	20人	22人	23人	24人
(前計画値)	(16人)	(17人)	(17人)			

各年度の4月1日の入所者数。平成26年度までは実績値、平成27年度以降は目標値。

4 高齢者自立支援事業

(1) 高齢者外出支援事業

歩行困難で一般の公共交通機関を利用することが困難な方や下肢が不自由な方に対して、車イス用の移送車両により、利用者の居宅と医療機関や福祉サービスを提供する場所との間を送迎し、日常生活の便宜を図り、在宅生活の継続を支援しています。事業運営については美里町社会福祉協議会に委託していますが、利用登録に際しての相談、受付、登録可否の決定については健康福祉課で行っています。

アンケート調査の結果から、「外出（通院等）」は日常生活で不便に感じていることの第1位となっています。歩行困難な高齢者等の適切な医療受診及び、在宅生活の継続を支援するため、運行方法や利用料金等を含めた内容について検討しながら平成27年度以降も実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用回数 (前計画値)	489回 (280回)	437回 (280回)	400回 (280回)	450回	450回	450回

平成25年度までは実績値、平成26年度は見込値。平成27年度以降は目標値。

(2) 高齢者等総合相談事業

身近なところに相談窓口を設置し、弁護士による無料法律相談、民生委員等の相談員による生活相談を定期的実施し、高齢者等が日ごろ抱えている悩み事の相談に応じることで問題解決につなげるとともに、日常生活の不安解消を図っています。美里町社会福祉協議会への委託事業として実施しています。

悩みを抱えた高齢者に気軽に足を運んでもらえるように、相談窓口の開設場所や日時などを検討しながら平成27年度以降も継続して実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法律相談 (前計画値)	37件 (60件)	20件 (60件)	40件 (60件)	40件	40件	40件
生活相談 (前計画値)	14件 (40件)	7件 (40件)	20件 (40件)	20件	20件	20件

平成25年度までは実績値、平成26年度は見込値。平成27年度以降は目標値。

(3) 生きがいデイサービス事業

介護保険制度上、自立と認定された虚弱な高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、通所による日常生活指導、健康増進等に係る各種サービスを提供し、在宅の虚弱高齢者の心身機能の維持及び向上、社会的孤立感の解消、自立生活の継続支援、要介護状態になることの予防を図るものです。美里町社会福祉協議会への委託事業として実施しており、現在、小牛田地域では「美里町健康福祉センター」で週 4 回、南郷地域では「老人憩いの家ことぶき荘」で週 1 回開催しています。

前回同様アンケート調査では最も利用希望が多い事業となっています。今後は、利用者の増加に伴い、開催会場ごとの定員や利用対象者の条件、スタッフ配置等の検討を要しますが、介護保険制度上自立と認定された高齢者には介護予防対策として有効であることから平成 27 年度以降も継続して実施します。

なお、介護保険制度の改正に伴い、平成 29 年度以降については、介護保険制度の日常生活支援総合事業との関わりもあることから、制度上のサービスと比較検討を行いながら進めていきます。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	80人 (90人)	76人 (90人)	75人 (90人)	80人	80人	80人
開催回数 (前計画値)	241回 (249回)	245回 (249回)	249回 (249回)	249回	249回	249回

平成 25 年度までは実績値、平成 26 年度は見込値。平成 27 年度以降は目標値。

(4) 配食サービス事業

在宅の 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者や身体障害者等であって自立支援の観点からサービス利用が必要と判断された者に、配達ボランティア等が定期的に昼食（弁当）を届け、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行うものです。美里町社会福祉協議会への委託事業として実施しており、現在、週 2 回サービスの提供を行っています。

アンケート調査の結果では、利用希望が3番目に多い事業となっています。地域のボランティアにより実施しており、この事業が定着することで地域内の高齢者支援体制が構築され、地域福祉力の向上に繋がるものであることから、周知活動を強化しながら平成27年度以降も継続して実施します。また、事業の拡大について委託先と協議を行いながら検討していきます。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	40人 (50人)	32人 (60人)	32人 (60人)	34人	36人	38人
延べ配食数 (前計画値)	1,692食 (3,800食)	1,368食 (4,200食)	1,500食 (4,200食)	1,600食	1,700食	1,800食

平成25年度までは実績値、平成26年度は見込値。平成27年度以降は目標値。

(5) 生活管理指導短期宿泊事業

介護保険制度上、自立と認定された、またはそれと同等と認められる65歳以上のひとり暮らし高齢者で、基本的な生活習慣が欠如している等の理由で、一時的な養護が必要な場合に、養護老人ホーム等の施設を利用した短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行います。町内の養護老人ホームひばり園並びに石巻市の養護老人ホーム万生園、大和町の養護老人ホーム偕楽園と業務委託契約を結び事業を実施しております。

平成27年度以降も、緊急に養護が必要な高齢者に備え継続して実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	2人 (2人)	0人 (2人)	1人 (2人)	2人	2人	2人

平成25年度までは実績値、平成26年度は見込値。平成27年度以降は目標値。

5 地域型福祉推進事業

(1) ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

在宅で生活している病弱なひとり暮らし高齢者の日常生活上の安全の確保と精神的な不安を解消することを目的としており、65歳以上の病弱なひとり暮らし高

齢者を対象としています。事業の利用が必要と認められた場合、家庭用緊急通報機器を自宅に設置し、急病等の緊急時に、本人からの通報や不動センサーにより、利用者が予め登録した地域協力体制により速やかに救援活動を行うものです。

アンケート調査の結果では、日常生活における不安として「自身の健康」が第1位であり、利用希望としては2番目に多い事業となっています。日常生活上の安全を確保して精神的な不安を解消するとともに、地域での見守り、支え合い体制を推進させるため、周知活動を強化しながら平成27年度以降も継続して実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置台数 (前計画値)	71台 (80台)	59台 (85台)	54台 (90台)	56台	58台	60台

平成25年度までは実績値、平成26年度は見込値。平成27年度以降は目標値。

6 家族介護支援事業

(1) 高齢者紙おむつ等支給事業

介護にかかる経済的負担を軽減し、在宅介護の継続を支援することを目的としており、65歳以上の高齢者で、常時失禁状態にある要支援または要介護に認定された方を介護している、町民税非課税世帯の家族に対して、紙おむつ等支給利用券を交付しています。この利用券は、町内の指定された薬局等で、紙おむつ、尿取りパット等の介護用品を購入できるもので、金額は対象者の介護度により異なります。

家族介護者を支援することで、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、支給対象者の条件や支給内容を検討しながら平成27年度以降も継続して実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数 (前計画値)	39人 (50人)	24人 (50人)	23人 (50人)	25人	27人	29人

平成25年度までは実績値、平成26年度は見込値。平成27年度以降は目標値。

(2) ねたきり老人等介護慰労金支給事業

介護者の労に報いるとともに家庭の安らぎと福祉の増進を図ることを目的としており、町民税非課税世帯で、ねたきりの高齢者を同居しながら介護している家族の方に、介護慰労金を支給しています。ただし、入院や施設入所している期間は支給対象となりません。

支給対象者の条件や支給内容を検討しながら、平成 27 年度以降も継続して実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数 (前計画値)	8人 (10人)	8人 (10人)	8人 (10人)	8人	8人	8人

平成 25 年度までは実績値、平成 26 年度は見込値。平成 27 年度以降は目標値。

(3) 徘徊高齢者家族支援事業

認知症高齢者の事故防止と介護する家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的としており、要支援または要介護に認定された在宅の 65 歳以上の方等で、徘徊が認められる方を介護する家族に、所在位置の確認できる小型の端末機器を貸与しています。端末機器を所持した高齢者が屋外で徘徊した際に、所在位置を特定できるようにするもので、家族が現場に駆けつけられない場合は、事業委託先の警備員が代わりに駆けつけ対象者を保護します。

今後については、認知症高齢者が増加することが見込まれるので、他の認知症対策の施策と連携させながら平成 27 年度以降も継続して実施します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数 (前計画値)	2 (2人)	1人 (2人)	1人 (2人)	2人	3人	4人

平成 25 年度までは実績値、平成 26 年度は見込値。平成 27 年度以降は目標値。

7 社会福祉協議会支援事業

社会福祉協議会は、地域住民との協働・連携により福祉のまちづくりに取り組み、地域との関わりを基礎とした各種福祉事業を展開しています。

町としては、地域福祉活動の中核となる社会福祉協議会の活動を補助し、今後も連携して地域福祉の推進に努めます。

***** 美里町社会福祉協議会による高齢者福祉事業 *****

(1) みさと元気塾

介護予防につながる運動プログラムを通し、健康で自立した生活を支援します。

(2) みさと元気塾地域モデル事業

地域や団体、グループが主体となって 50 歳以上の方を対象に、地域で介護予防につながる運動教室を行います。

(3) 一人暮らし高齢者交流事業（さくら会）

75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、参加者相互の交流と社会参加を目的にお花見会や日帰り旅行を行います。

(4) 高齢者等安否確認事業

町との共同事業として、情報共有しながら高齢者世帯等の日常的な見守りを地区社協等の協力を得て主体的に行います。

(5) 介護機器の貸与事業

介護保険認定外の方で短期的に介護用ベッドや車椅子を必要とする方に無料で貸出を行います。

(6) 金婚を祝う集い

結婚 50 周年を迎えるご夫婦を対象に金婚を祝う集いを実施し、併せて記念写真の贈呈をします。

8 シルバー人材センター支援事業

(社)美里町シルバー人材センターは、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図ることを目的に事業を展開しています。

町では、今後も就業の場を求める高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の活力ある地域社会づくりを促進するため、シルバー人材センターの事業運営を支援していきます。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数 (前計画値)	208人 (240人)	201人 (250人)	219人 (260人)	230人	240人	250人

平成 25 年度までは実績値、平成 26 年度は 12 月 1 日現在の人数。平成 27 年度以降は目標値。

第 2 章 地域支援事業

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

団魂の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年に向け、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予測されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や介護予防、生活支援、住環境など高齢者を取り巻く問題を一体的に捉え、サービス提供につなげていく地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。

美里町は、平成 26 年 4 月 1 日現在の高齢化率は 29.8%で、平成 37 年には 75 歳以上の高齢者が 8,300 人を超え、高齢化率も 34%代になるものと予測されます。一人暮らし高齢者は年々増えており、今後も増えていくものと思われます。

介護保険認定者のうち、認知症（認知症高齢者の日常生活自立度 a 以上）の方が年々増えており、平成 26 年 3 月末では 59%以上の方が認知症がある状態となっております。

以上のことから、美里町においても高齢となり介護が必要となっても認知症があっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするために地域包括ケアシステムを構築していく必要があり、本計画において地域支援事業の推進を検討してまいります。

2 地域支援事業の構成

第5期介護保険事業計画において、地域支援事業は以下のような構成になっていました。

【介護予防事業】	○二次予防事業 ○一次予防事業
【包括的支援事業】	○地域包括支援センターの運営 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
【任意事業】	○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業

第6期介護保険事業計画においては、平成27年4月からの介護保険制度の改正により以下のような構成となります。

【新しい介護予防・日常生活支援総合事業】	○介護予防・生活支援サービス事業 ○一般介護予防事業
【包括的支援事業】	○地域包括支援センターの運営 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・地域ケア会議の充実 ○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進 ○生活支援サービスの体制整備
【任意事業】	○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業

各事業については、第 6 期計画の間で順次移行していくものとし、移行の間は、第 5 期計画の事業を継続できるものとなっております。新しい介護予防・日常生活支援総合事業については平成 29 年 4 月に事業を開始し、その他の事業については、平成 30 年 4 月までには取り組んでいくものとします。

3 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

美里町では、第 5 期介護保険事業計画において、二次予防事業として運動器の機能向上事業と口腔機能の向上事業を行い、一次予防事業として地域介護予防事業や各団体や地域における健康教育、そして認知症サポーター養成講座等を行ってまいりました。

認定率は大崎圏域市町の平均値よりも低いことと、要介護認定者のうち要支援 1・2 と要介護 1 の認定者で約半数になることから、介護予防事業の効果が一定程度あったものと考えられます。しかし、限られた対象者への事業であり、住民の方に対する周知や啓発はまだ不十分であると思われます。

第 6 期計画の中では、一般介護予防事業の中で、より広く住民の方に対し介護予防を啓発するとともに、リハビリ専門職の活用や、住民主体の介護予防活動の推進が図られるよう検討します。

また、介護保険制度の改正により、介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者に対して行われていた訪問介護・通所介護の介護サービスを、町の事業として実施するようになります。事業開始は平成 29 年 4 月とし、各関係機関との調整を行いサービスの質を維持しながら、スムーズに移行できるように取り組んでいきます。

4 包括的支援事業等の推進

(1) 地域包括支援センターの運営

町直営による運営を継続し、地域ケア会議の充実を図ります。また介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業については内容を検討しながら継続して実施してまいります。なお、介護予防ケアマネジメント事業については、平成 29 年 4 月より、要支援者等に対し日常生活支援総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネ

ジメントを行っていくものとなります。地域包括支援センターが中心となり、関係機関と連携を取りながら、よりよいセンター運営を図っていきます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療と介護の提供を行うことが必要です。

県や関係機関の指導や協力をいただきながら、情報交換会等を通じて連携を図っていきます。

(3) 認知症施策の推進

美里町では、介護認定を受けた方の半数以上に何らかの認知症状がみられています。年々増えてきており、今後は認知症の方にも優しい町づくりを行う必要があり、各事業を行ってまいります。

認知症施策を推進するために、認知症地域支援推進員を配置し事業を行っていきます。また住民へ認知症ケアについて啓発し、在宅生活が継続できるよう家族を支援するための介護相談ができる場や高齢者が集える場の提供を検討していきます。

町内には認知症の専門医がないため、町外の専門医に頼らざるをえない状況にあります。専門医と包括支援センターの職員がチームを組み、認知症の早期相談ができるよう検討していきます。

(4) 生活支援サービスの体制整備

高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくために、平成30年4月を目指し、生活支援コーディネーターと協議会の設置を検討していきます。

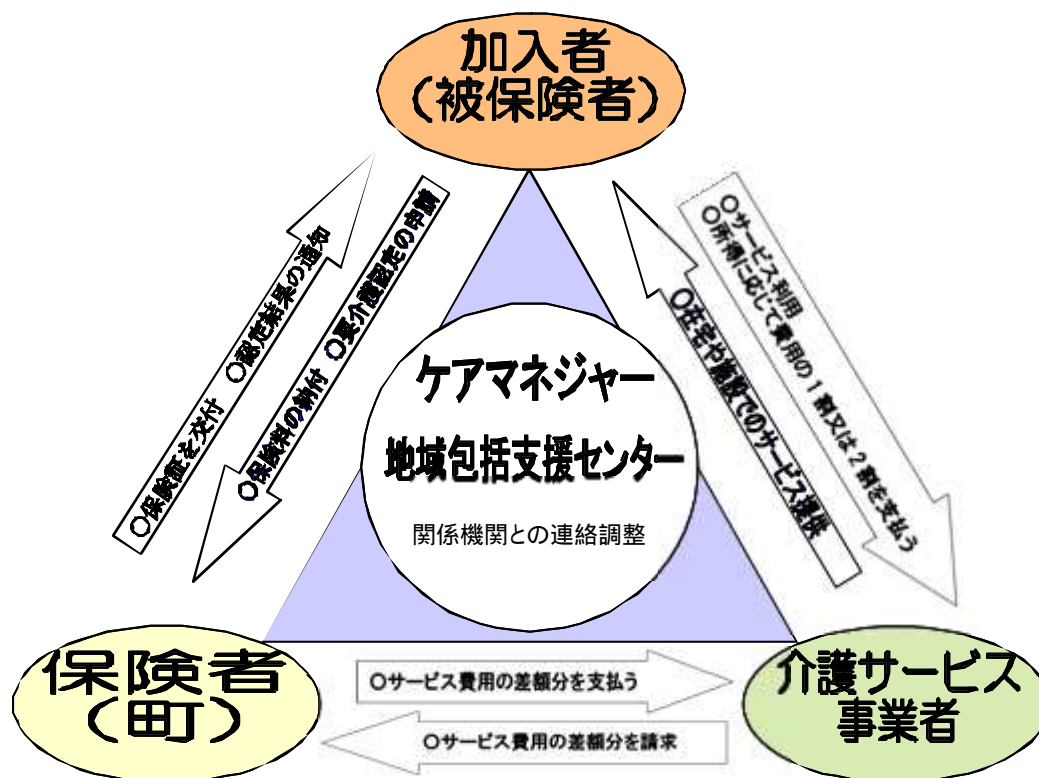
5 任意事業

これまでどおり、介護給付適正化事業、家族介護支援事業等を行っていきます。

第3章 介護保険事業

1 介護保険事業の概要

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴や排泄、食事等の介護、機能訓練、看護療養上の管理等の医療が必要な人に対して、保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年4月に創設されました。



介護サービスは、介護が必要となった方の要介護状態の軽減、悪化の防止に役立つように、地域包括支援センターやケアマネジャーが作成するケアプランによって、介護サービス事業者により提供されます。サービス利用者は、所得状況に応じて、費用の1割もしくは2割を事業者に支払い、町は費用の差額を負担します。この財源には、国、県、町の負担金と40歳以上の方からの介護保険料が使われています。

2 介護サービス量の推計

(1) 施設サービス

要介護1以上の方が、介護保険施設に入所又は入院して介護を受けるサービスです。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

心身上・精神上著しい障害があり、常時介護を必要とし、在宅介護が困難な方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等が受けられるサービスです。平成27年4月から新規入所者は原則、要介護3以上となります。但し、やむを得ない事情があれば例外として認められる場合があります。

施設サービス利用の適正化及び施設整備に伴う利用者数を見込みます。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	1,285人 (1,248人)	1,333人 (1,428人)	1,404人 (1,428人)	1,416人	1,440人	1,452人
				平成26年4月分 サービス提供施設数		12

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病気やけが等の治療後、リハビリテーション等を必要とする方が入所し、医学的管理下における介護、看護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。施設では、在宅生活を目指してサービス提供がされます。

施設サービス利用の適正化及び施設整備に伴う利用者数を見込みます。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	988人 (972人)	1,082人 (972人)	1,008人 (972人)	1,020人	1,032人	1,044人
				平成26年4月分 サービス提供施設数		21

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護療養型医療施設（療養型病床群等）

長期にわたって療養が必要な方が入所（入院）し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。同施設は、平成29年度末までに廃止されることとなりますが、医療の療養病床や介護保険施設等に転換されることとなります。

本人や家族の意向をふまえた円滑な退所（退院）、転換がされるよう施設等との密接な連携に努めます。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	112人 (96人)	100人 (96人)	108人 (96人)	108人	108人	108人
				平成26年4月分 サービス提供施設数		3

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

（2）地域密着型サービス

要介護状態の改善及び悪化の防止を目的として、日々の生活を住み慣れた地域で送ることができるようにするサービスです。これは、町が直接サービス事業者を指定し、指導監督も行いながら住民に提供するものです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
				平成26年4月分 サービス提供施設数		0

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的巡回や通報での訪問により、入浴、食事の提供等の日常生活の世話を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
				平成26年4月分 サービス提供施設数		0

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

認知症対応型通所介護

認知症の方が、通所介護（デイサービス）に通い、入浴、食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練を受けるサービスです。認知症高齢者の増加が懸念されており、利用者数の増を見込みます。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	2,631回 (3,064回)	2,366回 (3,020回)	2,485回 (2,976回)	2,696回	3,356回	4,334回
				平成26年4月分 サービス提供施設数		1

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

小規模多機能型居宅介護

自宅から通所介護（デイサービス）等に通って、又は短期間その施設に宿泊し、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (264人)	70人 (264人)	200人	250人	264人

平成26年8月に1施設開設。平成26年度以降は推計値。

認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。認知症高齢者の増加が懸念されており、今後、利用見込み数に合わせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	683人 (701人)	644人 (689人)	696人 (706人)	708人	780人	780人
				平成26年4月分 サービス提供施設数		6

平成25年度までは実績値、平成26年度は推計値。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員の少ない有料老人ホーム、ケアハウス等で、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
				平成26年4月分 サービス提供施設数		0

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員の少ない特別養護老人ホームで、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
				平成26年4月分 サービス提供施設数		0

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
				平成26年4月分 サービス提供施設数	0	

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

地域密着型通所介護

平成28年度から小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行し、町がサービス事業者を指定し、指導監督を行います。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)					3,396人	3,888人

平成28年度以降は推計値。

(3) 居宅サービス

要介護1以上の方を対象として実施され、自宅で介護を受けるサービスです。サービスを利用する際には、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランの作成を依頼し、必要な範囲で各種サービスを受けることができます。

訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の身体介護や、掃除、洗濯、食事づくり等の生活支援を行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	51,999回 (32,207回)	54,407回 (32,087回)	57,970回 (31,966回)	64,121回	70,678回	79,802回
				平成26年4月分 サービス提供施設数	31	

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で、家庭を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	2,444回 (2,825回)	2,151回 (2,853回)	1,488回 (2,882回)	1,526回	1,534回	1,543回
				平成26年4月分 サービス提供施設数		10

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

訪問看護

医学的な管理が必要な在宅療養者等が安定した療養生活を送ることができるように、看護師等が家庭を訪問し、医師の指示に基づいて病状の観察や床ずれ等の手当てを行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	6,097回 (5,123回)	7,284回 (5,001回)	7,181回 (4,880回)	8,795回	10,855回	12,952回
				平成26年4月分 サービス提供施設数		7

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士等が、家庭を訪問して必要なり
リハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	439日 (200日)	578日 (184日)	700日 (168日)	623日	776日	1,012日
				平成26年4月分 サービス提供施設数		4

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な方の家庭を訪問し、療養上の管理や介護方法の相談指導を行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	541人 (428人)	702人 (424人)	780人 (420人)	984人	1,188人	1,440人
				平成26年4月分 サービス提供施設数		19

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

通所介護

通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練を行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	43,109回 (41,286回)	48,874回 (41,124回)	53,146回 (40,962回)	60,215回	26,266回	29,732回
				平成26年4月分 サービス提供施設数		51

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院等のデイケアセンターにおいて、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士等が、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	6,687回 (6,762回)	6,917回 (6,708回)	6,527回 (6,655回)	6,818回	6,889回	6,854回
				平成26年4月分 サービス提供施設数		8

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護を受けることができるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	11,228日 (9,977日)	10,735日 (10,162日)	10,264日 (10,347日)	12,335日	13,559日	15,908日
平成26年4月分 サービス提供施設数						13

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理下で看護、介護、リハビリテーション等の介護を受けることができるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	484日 (372日)	314日 (372日)	98日 (372日)	133日	224日	332日
平成26年4月分 サービス提供施設数						5

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス等）に入所している方が、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話が受けられるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	107人 (129人)	104人 (228人)	144人 (240人)	216人	252人	252人
平成26年4月分 サービス提供施設数						7

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

福祉用具貸与

心身の機能が低下して日常生活に支障がある人の自立を支援するため、ベッド、車椅子、歩行器等の福祉用具を借りることができるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	3,462人 (2,992人)	3,916人 (2,936人)	3,876人 (2,880人)	4,512人	5,184人	6,096人
平成26年4月分 サービス提供事業所数						28

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

特定福祉用具購入費の支給

腰掛便座、入浴補助用具等の購入費が支給されるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	64人 (60人)	73人 (56人)	72人 (60人)	84人	120人	156人

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

住宅改修費の支給

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸等扉の取り替え、和式便器の洋式便器への取り替え等、住宅改修の費用が支給されるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	35人 (48人)	34人 (48人)	48人 (48人)	48人	48人	48人

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

居宅介護支援

ケアマネジャーが、要介護者に対する介護サービスの内容について本人及び家族と相談し、ケアプランを作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業者との連絡調整等を行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	6,141人 (5,592人)	6,692人 (5,556人)	6,672人 (5,520人)	7,380人	8,172人	9,168人
				平成26年4月分 サービス提供事業所数		50

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

(4) 地域密着型介護予防サービス

要支援状態の改善及び悪化の防止を目的として、日々の生活を住み慣れた地域で送ることができるようにする介護予防サービスです。「地域密着型サービス」と同様に、町が直接サービス事業者を指定し、指導監督も行いながら住民に提供するものです。

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が、介護予防のために、日帰り介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	12回 (0回)	23回 (0回)	0回 (0回)	18回	80回	206回
				平成26年4月分 サービス提供事業所数		0

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防のために、自宅や日帰り介護施設等に通って、又は短期間その施設に宿泊し、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (32人)	18人 (36人)	48人	60人	60人

平成26年8月に1施設開設。平成26年度以降は推計値。

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、介護予防のために、共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	1人 (0人)	3人 (0人)	0人 (0人)	0人	1人	1人
				平成26年4月分 サービス提供事業所数		1

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

(5) 介護予防サービス

要支援1及び要支援2と認定された方が給付対象となるサービスです。介護度を改善し重度化を防ぐ自立を促すサービスとして地域包括支援センターがケアプランを作成し、各種サービスを利用することになります。

介護予防訪問介護

介護予防のために、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の支援を受けるサービスです。平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (前計画値)	863人 (872人)	875人 (928人)	804人 (984人)	852人	888人	492人
平成 26 年 4 月分 サービス提供事業所数						17

平成 25 年度までは実績値、平成 26 年度以降は推計値。

介護予防訪問入浴介護

介護予防のために、自宅において提供された浴槽で、入浴の介護を受けるサービスです。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用回数 (前計画値)	7回 (48回)	8回 (48回)	12回 (48回)	12回	12回	12回
平成 26 年 4 月分 サービス提供事業所数						2

平成 25 年度までは実績値、平成 26 年度以降は推計値。

介護予防訪問看護

介護予防のために、自宅において訪問看護師等により、療養上の世話又は必要な診療の補助を受けるサービスです。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用回数 (前計画値)	442回 (390回)	742回 (372回)	245回 (354回)	293回	357回	443回
平成 26 年 4 月分 サービス提供事業所数						5

平成 25 年度までは実績値、平成 26 年度以降は推計値。

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防のために、自宅において理学療法士や作業療法士等により、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	90日 (72日)	162日 (72日)	233日 (72日)	338日	488日	698日
平成26年4月分 サービス提供事業所数						2

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防のために、自宅において医師、歯科医師、薬剤師等により、栄養改善、口腔機能向上等の療養上の管理や指導を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	43人 (40人)	43人 (44人)	24人 (48人)	24人	48人	48人
平成26年4月分 サービス提供事業所数						1

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護予防通所介護

介護予防のために、通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	1,277人 (1,184人)	1,223人 (1,240人)	1,380人 (1,296人)	1,380人	1,416人	408人
平成26年4月分 サービス提供事業所数						24

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護予防通所リハビリテーション

介護予防のために、介護老人保健施設や病院等のデイケアセンターにおいて、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士等が、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	471人 (440人)	424人 (460人)	372人 (480人)	432人	480人	504人
平成26年4月分 サービス提供事業所数						8

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護予防短期入所生活介護

介護予防のために、短期入所施設等に短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	542日 (333日)	794日 (343日)	748日 (352日)	1,266日	1,693日	2,273日
平成26年4月分 サービス提供事業所数						4

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護予防短期入所療養介護

介護予防のために、介護老人保健施設、療養型医療施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の支援を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (前計画値)	0日 (0日)	0日 (0日)	0日 (0日)	0日	0日	0日

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防のために、有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の支援を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	60人 (38人)	50人 (54人)	36人 (57人)	24人	24人	24人
				平成26年4月分 サービス提供事業所数		2

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護予防福祉用具貸与

本人の生活機能の維持向上のために、福祉用具の貸与を受けるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	812人 (920人)	869人 (976人)	972人 (1,032人)	1,020人	1,116人	1,260人
				平成26年4月分 サービス提供事業所数		12

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

特定介護予防福祉用具購入費の支給

本人の生活機能の維持向上の観点から、入浴又は排泄の用に供する福祉用具等の購入費が支給されるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	29人 (36人)	26人 (36人)	24人 (36人)	24人	24人	24人

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護予防住宅改修費の支給

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸等の取り替え、和式から様式への便器の取り替え等住宅改修の費用が支給されるサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	18人 (36人)	24人 (36人)	24人 (36人)	24人	24人	36人

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

介護予防支援

要支援1及び要支援2の方が、介護予防サービスを適切に受けられるように、地域包括支援センターが利用者の依頼を受け、その心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容等を定めた介護予防サービス計画を作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整等を行うサービスです。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	2,661人 (2,640人)	2,686人 (2,796人)	2,796人 (2,952人)	2,796人	2,904人	3,108人
平成26年4月分 サービス提供事業所数						1

平成25年度までは実績値、平成26年度以降は推計値。

3 介護サービス量の確保と質の向上

ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加、核家族化、女性の社会進出等により、家庭における家族の介護力の低下が進んでいます。また、平均寿命の延びとともに、ねたきり高齢者・認知症高齢者等の介護を要する高齢者が増加傾向にあります。特に「団塊の世代」が後期高齢者に達する平成37年には、要介護認定者が急激に増加すると推測されます。

このことを踏まえて、民間資本による介護サービス基盤の整備をさらに推進し、サービス事業者やケアマネジャーへの適切な指導監督によりサービスの質を高め、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で適切なサービスを安心して利用できるよう努めます。

4 適切な介護給付及び要介護・要支援認定の実施

介護サービス事業者に支払われる介護給付費については、その審査支払い業務を実施する宮城県国民健康保険団体連合会と連携し、給付の適正化を実施していきます。

また、介護給付の前提となる要介護・要支援認定業務については、厚生労働省や宮城県の指導のもと、要介護認定システムの適切な運営を実施していきます。

5 低所得者の負担軽減策

(1) 特定入所者介護サービス等費

介護保険施設における居住費・食費について、利用者負担第1段階から第3段階までの方に対し、過重な負担とならないように、所得に応じた利用者負担限度額を定め、その超過額を補足給付として保険給付します。但し、配偶者が住民税を課税されている場合や一定額以上の預貯金などの資産がある場合は対象外となります。

(2) 住民税課税層における居住費・食費の特例減額措置

特定入所者介護サービス費の給付対象とならない利用者負担第4段階に該当する高齢夫婦世帯で、一方が施設に入所し、居住費・食費を負担したときに、在宅に残された配偶者が生活困難にならないよう、特定入所者介護サービス費を適用し、利用者負担段階を第3段階として負担額を軽減します。但し、一定額以上の預貯金などの資産がある場合は対象外となります。

(3) 社会福祉法人軽減制度

低所得者でとくに生計が困難である方に対し、社会福祉法人の社会的役割を踏まえ、利用者負担段階に応じて利用者負担を軽減するものです。

(4) 旧措置入所者利用者負担の軽減措置

特別養護老人ホーム旧措置入所者が介護保険制度施行前に負担していた利用料が介護保険施行後に急激に高くなることに配慮して、利用料を減免します。また、旧措置入所者が施設入所のための費用負担が増え、支払が困難になることを避けるために、居住費及び食費の見直し後も措置時代の費用徴収額を上まわらないように、居室形態・利用者負担段階を考慮しながら負担額軽減措置をとります。

(5) 高額介護サービス費等（高額介護合算療養費）

利用者負担段階ごとに負担上限額を定め、それを超えた場合には、超えた額を高額介護サービス費、高額介護予防サービス費として保険給付を行います。また、医療と介護保険の両方を利用する人に過重な負担とならないように、合計額での負担上限額が定められました。但し、平成 27 年 8 月から一定額以上の所得がある方の上限額が変わります。

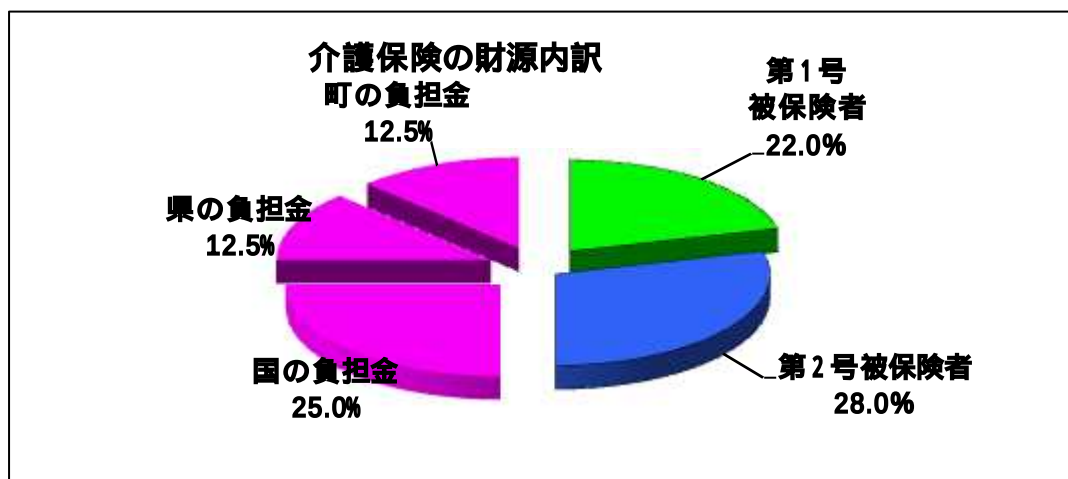
(6) 介護保険料の軽減措置等

前年と比較して著しい所得状況等の変化により、当該年度における保険料の納付が困難な場合、保険料の減免等を行います。

- ・ 災害により住宅、家財に著しい損害を受けた場合の減免。
- ・ 生計中心者が、失業等により収入が著しく減少した場合の減免。
- ・ 生計困難な場合の保険料所得段階の変更。

6 介護保険財政の健全運営

介護保険事業の財源は、国、県、町による公費負担と、40 歳以上の方（第 2 号被保険者）と 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料によってまかなわれており、計画期間における財源の確保は、介護保険事業の健全な運営に最も重要となります。そのため、町では第 5 期事業計画（平成 24～26 年度）におけるサービス利用実績をもとに、第 6 期事業計画（平成 27～29 年度）におけるサービス提供に必要な金額を国から示された事業計画用ワークシートで算定し、第 1 号被保険者の介護保険料基準額を算出しました。



(1) サービス提供に必要な金額の算出

居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推計

居宅サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	170,354千円	185,861千円	208,309千円
訪問入浴介護	17,648千円	17,728千円	17,839千円
訪問看護	48,553千円	60,684千円	73,364千円
訪問リハビリテーション	1,961千円	2,517千円	3,338千円
居宅療養管理指導	7,499千円	9,113千円	11,006千円
通所介護	499,184千円	219,098千円	250,365千円
通所リハビリテーション	57,561千円	58,186千円	58,633千円
短期入所生活介護	104,207千円	113,930千円	133,369千円
短期入所療養介護	1,325千円	2,169千円	3,114千円
福祉用具貸与	58,320千円	66,350千円	77,955千円
特定福祉用具購入費	1,514千円	2,152千円	2,909千円
住宅改修費	3,533千円	3,341千円	3,170千円
特定施設入居者生活介護	37,289千円	42,663千円	41,766千円
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	0千円	0千円
夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円
認知症対応型通所介護	25,382千円	31,224千円	40,106千円
小規模多機能型居宅介護	41,378千円	43,085千円	45,615千円
認知症対応型共同生活介護	175,938千円	195,948千円	195,819千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0千円	0千円	0千円
複合型サービス	0千円	0千円	0千円
地域密着型通所介護(仮称)		344,136千円	393,248千円
施設サービス			
介護老人福祉施設	342,821千円	348,425千円	351,415千円
介護老人保健施設	271,118千円	274,189千円	277,792千円
介護療養型医療施設	35,874千円	35,874千円	35,874千円
居宅介護支援	108,174千円	118,932千円	133,123千円
介護サービスの総給付費(小計)→()	2,009,633千円	2,175,605千円	2,358,129千円

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問介護	16,928千円	17,353千円	9,283千円
介護予防訪問入浴介護	1,202千円	1,277千円	1,463千円
介護予防訪問看護	13,815千円	16,881千円	20,988千円
介護予防訪問リハビリテーション	972千円	1,400千円	2,006千円
介護予防居宅療養管理指導	179千円	359千円	359千円
介護予防通所介護	35,938千円	35,832千円	9,302千円
介護予防通所リハビリテーション	13,700千円	14,022千円	14,067千円
介護予防短期入所生活介護	7,742千円	10,416千円	14,065千円
介護予防短期入所療養介護	0千円	0千円	0千円
介護予防福祉用具貸与	4,547千円	4,978千円	5,647千円
特定介護予防福祉用具購入費	578千円	587千円	608千円
介護予防住宅改修	1,457千円	1,806千円	2,635千円
介護予防特定施設入居者生活介護	902千円	902千円	902千円
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	110千円	492千円	1,265千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,337千円	5,033千円	5,284千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0千円	1,999千円	1,999千円
介護予防支援	12,026千円	12,492千円	13,372千円
介護予防サービスの総給付費(小計)→()	114,433千円	125,829千円	103,245千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総給付費(() + ())	2,124,066千円	2,301,434千円	2,461,374千円

介護保険運営に係る費用の推計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額(A)	2,240,672千円	2,414,082千円	2,582,697千円	7,237,451千円
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	2,116,565千円	2,289,014千円	2,447,869千円	6,853,448千円
特定入所者介護サービス費等 給付額(資産等勘案調整後)	82,882千円	81,142千円	87,057千円	251,081千円
高額介護サービス費等給付額	36,282千円	38,658千円	42,043千円	116,983千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,653千円	2,827千円	3,074千円	8,554千円
算定対象審査支払手数料	2,291千円	2,441千円	2,655千円	7,387千円

千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

地域支援事業に必要な費用

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域支援事業費(B)	40,357千円	48,526千円	77,904千円	166,787千円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	1.8%	2.0%	3.0%	2.3%

(2) 介護保険事業費とその財源

第6期事業計画における介護サービス給付費の推計を基にその財源負担を試算したものです。

事業費総額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額(A)	2,240,672千円	2,414,082千円	2,582,697千円	7,237,451千円
保険給付費計 (前年度給付費等勘案調整後)……	2,142,928千円	2,414,082千円	2,582,697千円	7,139,707千円
地域支援事業費(B)	40,357千円	48,526千円	77,904千円	166,787千円
地域支援事業費計 (町単独負担等含む)……	54,118千円	58,063千円	89,220千円	201,401千円
合計(+)	2,197,046千円	2,472,145千円	2,671,917千円	7,341,108千円

財源負担区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
国負担金等	554,051千円	625,265千円	676,037千円	1,855,354千円
県負担金等	315,384千円	355,845千円	384,249千円	1,055,478千円
町負担金等	224,924千円	272,198千円	295,873千円	792,995千円
第2号被保険者保険料	600,860千円	677,063千円	730,426千円	2,008,349千円
第1号被保険者保険料	501,827千円	541,774千円	585,332千円	1,628,933千円
合計	2,197,046千円	2,472,145千円	2,671,917千円	7,341,108千円

千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

(3) 介護保険料基準額の算出

標準給付額の22%が第1号被保険者の負担となります。国の基準により保険料基準額を算出すると以下のとおりです。第6期事業計画期間の平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料基準月額は、5,600円になります。

保険料基準額の算出

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額(A)	2,240,672,189円	2,414,082,048円	2,582,696,754円	7,237,450,991円
地域支援事業費(B)	40,357,000円	48,526,000円	77,904,000円	166,787,000円
第1号被保険者負担分相当額(C)	501,826,422円	541,773,770円	585,332,166円	1,628,932,358円
調整交付金相当額(D)	112,033,609円	120,704,102円	129,134,838円	361,872,550円
調整交付金見込額(E)	145,868,000円	146,052,000円	142,307,000円	434,227,000円
財政安定化基金拠出金見込額(F)				0円
財政安定化基金償還金(G)	0円	0円	0円	0円
準備基金取崩額(H)				0円
保険料収納必要額(I)				1,556,577,907円
予定保険料収納率(J)	98.00%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (第1号被保険者数)(K)	7,776人	7,900人	8,006人	23,682人
保険料の基準額(L) (() + (J) + (K))				
年 額				67,069円
月 額				5,589円

端数処理の都合上、合計等が一致しない場合があります。

保険料基準額の内訳

	保険料基準額	
	金額	構成比
総給付費	5,154円	92.2%
在宅サービス	3,156円	56.5%
居住系サービス	521円	9.3%
施設サービス	1,477円	26.4%
その他給付費	303円	5.4%
地域支援事業費	132円	2.4%
財政安定化基金(拠出金見込額+償還金)	0円	0.0%
市町村特別給付費等	0円	0.0%
保険料収納必要額(月額)	5,589円	100.0%
準備基金取崩額	0円	0.0%
基準保険料額(月額)	5,589円	100.0%

端数処理の都合上、合計等が一致しない場合があります。

(4) 第6期の所得段階別保険料

平成27年度から平成29年度の所得段階別の保険料及び基準額等については、以下のとおりです。

段階 (乗率)	対 象 者	第6期保険料額 (月額)
第1段階 (0.45)	生活保護の受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収等が80万円以下の方	2,520円
第2段階 (×0.75)	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	4,200円
第3段階 (×0.75)	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等が120万円超の方	4,200円
第4段階 (×0.90)	世帯内に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下の方	5,040円
第5段階 標準(×1.0)	世帯内に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税かつ年金収入等が80万円超の方	5,600円
第6段階 (×1.20)	本人が住民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の方	6,720円
第7段階 (×1.30)	本人が住民税課税かつ合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	7,280円
第8段階 (×1.50)	本人が住民税課税かつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	8,400円
第9段階 (×1.70)	本人が住民税課税かつ合計所得金額が290万円以上の方	9,520円

【低所得者の保険料軽減】

第1段階の方の保険料を公費負担により軽減します。

「乗率0.5 月額 2,800円」が「乗率0.45 月額 2,520円」になります。

第4章 その他の施策

1 高齢者等の安全・安心の確保

(1) 防災対策

未曾有の災害をもたらした東日本大震災では、死亡者のうち60歳以上の高齢者が64.4%（警察庁資料HPより）を占め、改めて災害弱者と言われる高齢者の被害が浮き彫りになりました。災害が発生した時、高齢者や障害者等の一人では迅速に避難できない人（避難行動要支援者）の命を守るためには、行政、地域が一体となって支援していかなければなりません。このために、町では平成20年2月に「災害時要援護者支援マニュアル」を作成しました。このマニュアルをもとに、災害時には地域住民が協力して支援活動にあたります。

災害時における避難行動要支援者とは、移動が困難な方、理解や判断ができない方、時間のかかる方、情報の収受が困難な方、精神的に不安定になりやすい方、薬や医療装置がないと生活できない方等です。

――― 避難行動要支援対象者 ――― 在宅の要介護認定者で要介護2～5の人 認知症高齢者 ひとり暮らし高齢者 高齢者のみの世帯の人 身体障害者（肢体不自由1～3級、視覚障害1～2級、聴覚障害2級、内部障害1級） 知的障害者（療育A） 精神障害者（1級）
--

対象者から登録申請のあった方について、支援台帳を作成し、民生委員児童委員や行政区長、自主防災組織等へ開示し、災害が発生した時などの支援に役立てます。

2 高齢者の相談対応等

介護や生活支援、普段の生活における困りごと等、高齢者の総合的な相談窓口として、健康福祉センター内に地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が、関係機関との連携によりの確かつ迅速に対応いたします。

美里町健康福祉センター (地域包括支援センター)		美里町生き生きセンター	
牛飼字新町 51 番地	32-2941	木間塚字原田 5 番地	58-0636

資料

○美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例

平成25年12月24日

条例第50号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画(以下「高齢者福祉計画等」という。)を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 高齢者福祉計画等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高齢者福祉計画等に基づく施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 介護及び福祉に関し学識経験を有する者
- (3) 介護サービス又は福祉サービスに関する事業に従事する者
- (4) 福祉団体に関係する者
- (5) 地域住民で組織する団体に所属する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が委嘱することが必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から起算して2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美里町課設置条例(平成18年美里町条例第6号)第2条に掲げる健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

美里町高齢者福祉事業計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

No	氏 名	所 属 等	資格	備 考
1	岡 山 昭 彦	町立南郷病院医師		介護保険運営委員会
2	高 橋 文 一	歯科医師		介護保険運営委員会
3	小 野 洋 美	こごた訪問看護ステーション管理者		介護保険運営委員会
4	清 水 五 郎	1号被保険者		介護保険運営委員会
5	佐 藤 喜 美 代	1号被保険者		介護保険運営委員会
6	櫻 井 道 子	1号被保険者		介護保険運営委員会
7	戸 部 成 子	民生・児童委員		介護保険運営委員会
8	須 田 か つ 枝	2号被保険者		介護保険運営委員会
9	黒 沼 篤 司	民生・児童委員		介護保険運営委員会
10	木 村 明 子	民生・児童委員		介護保険運営委員会
11	伊 藤 毅	健康福祉行政経験者		介護保険運営委員会
12	笠 松 清	美里町社会福祉協議会会長		
13	鈴 木 輝 雄	美里町老人クラブ連合会会長		
14	小 野 久 恵	社会福祉法人こごた福祉会		
15	原 博	社会福祉法人南郷福祉会		

介護保険被保険者を代表する者

介護及び福祉に関し学識経験を有する者

介護サービス又は福祉サービスに関する事業に従事する者

福祉団体に関係する者

地域住民で組織する団体に所属する者

町内介護サービス事業所等一覧

居宅介護支援事業所		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
こごた訪問看護ステーション	美里町駅東一丁目2-1	32-2296
JAみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埜字卯時3-1	35-1331
ポプラケアプランセンター	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877
なんごう在宅介護支援センター	美里町木間塚字原田7	58-0990
ひばり園ケアプランセンター	美里町北浦一丁目5-3	31-2322
ケアプランセンターたんぼぼ	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
ケアプランセンターねりうし	美里町練牛字八号5-1	58-0166
みさとの杜居宅介護支援事業所	美里町駅東二丁目17-5	33-3255
ケアプランセンターえりどう	美里町北浦字清水谷地29	25-5234

デイサービス		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
ポプラデイサービスつくしんぼ	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877
ポプラデイサービス風蘭	美里町牛飼字牛飼38-7	31-1505
小規模多機能施設まりちゃん家	美里町北浦字遠門32-1	32-3752
おんべこデイサービスセンター	美里町北浦字蛇沼4-1	35-1233
デイサービス美花月	美里町北浦字姥ヶ沢74-1	31-1511
デイサービスほのか	美里町中埜字上戸33-2	35-1711
デイサービスセンターあおう	美里町青生字の場60-6	33-3380
デイサービスみさと	美里町牛飼字清水江13	29-9871
デイサービスたんぼぼ美里	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
デイサービスおやゆび	美里町中埜字上戸33-3	35-1714
デイサービスほほえみ	美里町字小町井13-2	29-9916
デイサービス福寿	美里町北浦字待江82-8	32-3717
デイサービス喜楽	美里町北浦字待江82-8	87-3137
デイサービス七福	美里町字素山町68	25-5531
えりどうデイサービス	美里町北浦字清水谷地29	25-5234
なんごうデイサービスセンター	美里町木間塚字原田7	58-0996
小規模多機能ホーム南の郷	美里町木間塚字古館28	58-2350
デイサービスいこいの杜	美里町二郷字佐野四号888	87-4671

ヘルパー		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
タックス	美里町字叔廼前22-3	33-1201
なんごうホームヘルパーステーション	美里町木間塚字原田7	58-0996
JAみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埜字卯時3-1	35-1331
セントケアこごた	美里町字化粧坂19-1	32-1501
ひばり園ヘルパーステーション	美里町字北浦一丁目5-3	33-3969
ヘルパーステーションたんぼぼ	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
ヘルパーステーションめぐみ	美里町中埜字上戸33-2	35-1711

訪問看護		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
こごた訪問看護ステーション	美里町駅東一丁目2-1	32-2296

訪問入浴		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
JAみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埴字外時3-1	35-1331
いなほの里訪問入浴介護事業所	美里町木間塚字原田7	58-0996

グループホーム		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
歩風楽	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877
よつば荘	美里町北浦一丁目59	32-5653
たんぽぽ	美里町北浦字米谷73-3	35-1611
花水月	美里町字叔廻前22-3	33-1201
みのりの家	美里町木間塚字原田5	58-3055

ケアハウス		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
ケアハウスいなほ	美里町木間塚字原田7	58-3066

特別養護老人ホーム		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
みさとの杜	遠田郡美里町駅東二丁目17-5	33-3255
いなほの里	遠田郡美里町木間塚字原田7	58-0996

老人保健施設		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
介護老人保健施設なかぞね	美里町中埴字上戸34	35-1166
介護老人保健施設美里	美里町字藤ヶ崎町151-2	87-5761

有料老人ホーム		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
有料老人ホームたんぽぽ	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
ホームみさと	美里町牛飼字清水江13	29-9871
有料老人ホーム美花月	美里町字叔廻前22-3	31-1511

サービス付き高齢者向け住宅		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
ご長寿くらぶ・小牛田	美里町北浦字待江82-8	32-3717
福寿の家 きたうら	美里町北浦字待江82-8	87-3137
サービス付き高齢者向け住宅のぞみ	美里町中埴字上戸35-1	35-1801
ウェックガーデン小牛田駅東	美里町駅東一丁目2-3	32-2811

措置入所施設

養護老人ホーム		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
ひばり園	美里町駅東二丁目17-3	32-2436

用語集

	単 語	意 味	ページ
ア行	インターネット	世界中にある複数のネットワークを相互に接続することで構築された、巨大なネットワーク。	2
	一次予防事業	第1号被保険者のすべての人を対象とした、生活機能の維持又は向上を図るための事業	26
カ行	介護給付費	介護サービスに係る費用の内、サービス利用者の自己負担分（10％）以外の費用で、町から各サービス事業所に支払われる費用。	7
	介護保険事業計画	介護保険法第117条に、市町村は、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する「市町村介護保険事業計画」を策定するように定められている。	1
	介護予防	介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護されるようになってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすること。	1
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	要介護1から5の認定をうけている方で、常に介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等が受けられるサービス。	30
	核家族化	夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。ただし夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。	1
	簡易生命表	ある年の死亡状況が今後変わらないと仮定して、年齢ごとの死亡率や平均余命を計算、指標化した表。	1
	機能訓練	病気・怪我・老化等で喪失または減退した機能を回復するために行う、運動療法等の訓練。	29
	基本チェックリスト	介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ症状・閉じこもり等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入する質問表。	12
	旧措置入所者	介護保険制度が開始される以前から、特別養護老人ホームに入所していた（前住所地の市町村から措置入所していた）方。	47
	虚弱	要介護の状態ではないが、心身機能の低下や病気のため、日常生活の一部に介助を必要とする高齢者。	12
	ケアマネジメント	介護の必要な高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。	26

	単 語	意 味	ページ
カ行	ケアマネジャー	介護支援専門員のこと。介護保険制度において要支援・要介護と認定された方に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、ケアマネジメントを行う職業。介護全般に関する相談援助・関係機関との連絡調整・介護保険の給付管理を行う。	29
	減免	租税や刑罰などを、軽くしたり免除したりすること。	47
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきり高齢者や認知症高齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。	26
	高齢化率	65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。	1
	高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8 に、市町村は、老人福祉事業の供給体制の確保に関する「市町村老人福祉計画」を策定するように定められており、また、同条第 7 項には「市町村介護保険事業計画」と一体のものとして作成するよう定められている。	1
サ行	作業療法士	厚生労働大臣の認可を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に「作業療法」を行うことを業とする者をいう。「作業療法」とは、身体又は精神的に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸・工作その他の作業を行わせることをいう。	35
	事業計画用ワークシート	各保険者の実績値をもとに介護保険サービスの見込量やそれに基づく保険料の推計を各保険者が円滑に行うことができるよう、保険者に対する国の支援の一環として国が保険者に配布するエクセルの計算シート。	48
	失禁	尿や便が当人の意志とは無関係に不随意に排出される状態をいう。	21
	社会福祉法人	社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。都道府県知事や厚生労働大臣の許可をうけ、設立の登記をすることによって成立する。	46
	住民基本台帳	各種行政の基準とするため、住民に関する各種の事項を、市町村において一元的に記録しておく基本的な台帳。	4
	準備基金	介護給付費準備基金。介護保険事業の財政の調整と健全運営のために、各年度の決算において生じた剰余金の一部が積み立てられている。	52

	単 語	意 味	ページ
サ行	少子高齢化	生まれてくる子供の数(出生数)が減り、高齢者が増え、さらに高齢者の寿命が伸びること。	1
	生活支援コーディネーター	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチング等を行う	28
	世帯分離	住所の異動を伴わずに、現世帯から世帯員を分離し新たな世帯をもうけること。	5
	措置	社会福祉において、要援助者のために法上の施策を具体化する行政行為、およびその施策の総称。養護老人ホームへの入所等をいう。	17
タ行	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。	26
	地域包括ケア	可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるようにすることを目指すもの。	3
	地域包括支援センター	地域で暮らすおおむね65歳以上の皆さんの生活を介護、保健、医療、福祉などさまざまな面から総合的に支援していくための拠点。	2
	地域包括支援ネットワーク	可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、地域における多様な社会資源が包括的・継続的に支援していくためのつながり。	3
	地区社協	地区社会福祉協議会の略称で、地域の福祉課題の解決に向け、地域住民が主体的な担い手となり、住民同士お互いに“支え合う”ことを目的として様々な活動を展開する組織。現在美里町内には16の地区社協がある。	15
	超高齢社会	高齢者の増加により、人口構造が高齢化した社会のことを高齢化社会というが、一般的には、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)によって次のように分類されている。高齢化率7%~14%を「高齢化社会」、同14%~21%を「高齢社会」、同21%を超える場合を「超高齢社会」という。	1
ナ行	二次予防事業	要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の人を対象として実施される事業。	9

	単 語	意 味	ページ
ナ行	日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施する制度。要介護状態の予防又は要支援状態の軽減及び悪化を防止し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。	19
	認知症	正常であった脳の知的な働きが、生まれてからしばらくたってから起きたいろいろな病気によって、低下した状態が続いていること。	1
	認知症高齢者の日常生活自立度	高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもの。	25
	認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識と理解を身に付けた「認知症サポーター」を養成するための90分を標準とする講座です。	27
	認知症地域支援推進員	認知症の人が出来る限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症対策や事業の企画調整等を行う。	28
ハ行	徘徊	目的もなく、うろうろと歩きまわること。うろつくこと。	22
	パブリックコメント	町が、広く公に意見や情報、改善案等を求める手続き。	2
	標準給付費見込額	介護給付費に、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、また介護給付費の支払に係る審査支払手数料等を合算したもの。	52
	負担上限額	利用者の住民税課税状況等に応じた利用者負担の上限額。(現役並み相当の方4万4400円、一般世帯3万7200円、住民税世帯非課税2万4600円、生活保護受給者等1万5000円)	47
	平均寿命	それぞれの年齢の人が、男女別に平均してあと何年生きられるかを示したものを平均余命(よめい)といい、出生時、つまり0歳時の平均余命をとくに平均寿命という。	1
	保険料基準額	介護保険事業計画期間内(3年間)の標準給付費のうち、第1号被保険者が負担する額(平成27年度から22%)を対象となる被保険者数で割ったもの。	48
マ行	美里町総合計画	市町村総合計画は、市町村が事務を処理するにあたって、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想。美里町総合計画は平成19年度を初年度とし平成27年度を目標年度とする9か年の計画である。	1

	単 語	意 味	ページ
ヤ行	有料老人ホーム	常時 1 人以上の高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする施設。	33
	要介護認定者	介護保険のサービスを利用するために必要な認定を受けた人。どれくらいの介護が必要か、低いほうから要支援 1・2、要介護 1 から 5 までの 7 段階がある。	6
	要介護認定システム	要介護・要支援の度合いを決定するしくみで、厚生労働省が全国の市町村に配布しているコンピュータソフトによる一次判定と、保険者が設置している「要介護認定審査会」による二次判定に分かれている。	46
	養護老人ホーム	主に経済的な理由によって自宅での生活が困難な高齢者の自立者を入所させ、養護することを目的とする施設。行政による措置施設であり入所の申し込みは一般的には養護老人ホームの施設に直接申し込みをするのではなく、施設を管理している市町村に対して行う。	17
	要保護高齢者	経済状況、家族や住居の状況等、何らかの要因により、保護を必要とする状態にある高齢者。	17
ラ行	理学療法士	厚生労働大臣の認可を受けて、主に病院やリハビリテーション施設、介護保険施設、介護老人福祉施設などで、病気や事故などで障害を負った方に対して基本的な動作能力を最大限に回復するよう、発揮できるようにするなどの、医学的リハビリテーションを行う専門職。	35